

1.はじめに

政府は平成24年2月14日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」を閣議決定し、第180回通常国会に同法案を提出しております。同法案は「マイナンバー法案」という名称で世間一般には認知されてきていることと思います。

政府は平成23年度から平成24年度の2年間をかけて全国でマイナンバーに関するシンポジウムを開催しているところですが、このシンポジウムのパネルディスカッションでは様々な立場から意見が交わされています。例えば、日本弁護士連合会はこのシンポジウムにおいて、プライバシー保護の観点から反対の立場をとっていることもあり、今後のマイナンバー法案の動向について注視していく必要があります。

本稿では、まず、マイナンバー法案の概要についてご説明する前に、社会保障・税一体改革とマイナンバーの密接な関係について説明いたします。

なお、本稿は平成24年8月14日において判明している情報に基づき執筆しております。

《社会保障・税一体改革とマイナンバーの密接な関係》

政府は平成24年3月30日に社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定し、第180回通常国会での審議の結果、同法案は平成24年8月10日に成立しております。

今般の社会保障改革の目指すべきところは「社会保障の機能強化」と「社会保障制度の持続可能性の強化」です。「社会保障の機能強化」として挙げられているものには、①医療・介護サービスの強化、②貧困格差対策の強化、③多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）の構築等がありますが、これらの施策を実現しつつ、「社会保障制度の持続可能性の強化」も実現するためには、財源の確保が必要となります。この財源確保の為に、消費税率が平成26年4月から8%へ、平成27年10月から10%へと引き上げられる予定です。

消費税率の引上げにより、国民全員が社会保障制度の財源を負担することとなりますが、社会保障を真に必要としている人に対して実施する為には、どうしても個々人の状態、特に所得を把握することが不可欠であり、それを実現する為のツールとしてマイナンバー制度が位置づけられています。

2. マイナンバー法案の概要

マイナンバー法案には法人に対して付与される番号（法人番号）に関する記載もありますが、本稿は個人に対して付与される番号（個人番号）に関して記述します。

(1) マイナンバーの特徴

主な特徴として以下の4点があります。

- ① 悉皆（しっかい）性（住民票を有する全員に付番）
- ② 唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③ 「民（個人）－民（企業）－官（行政）」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号、連携）
- ④ 最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」（マイナンバー）を付番する仕組み。

(2) マイナンバー法の目的（第1条）

マイナンバー法の第1条に、「行政サイド」「国民サイド」それぞれの観点からの目的が定められています。併せて、マイナンバーのセキュリティについても記載されています。

目的

- ① 行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理するものとの間における迅速な情報の授受を可能にする。
⇒ 行政サイドの事務効率化
- ② 行政に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにする。
⇒ 国民サイドの手続負担の軽減
- ③ 個人番号の取扱いが適正に行われるよう個人情報保護に関する法律の特例を定める。
⇒ 個人番号のセキュリティ

(3) マイナンバーを利用することができる者(第6条)

マイナンバー法案の別表第1に「マイナンバーを利用することができる者」および「利用できる事務処理の範囲」が限定列挙されています。

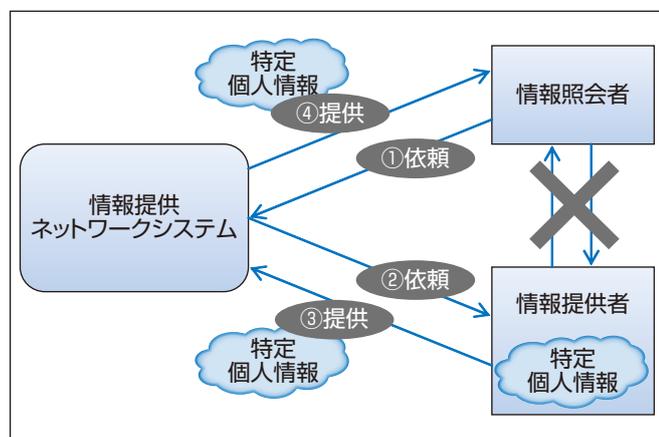
なお、「利用できる事務処理の範囲」に記載の事務の全部または一部の委託を受けた者も、マイナンバー法案の別表第1の「マイナンバーを利用することができる者」と同様にマイナンバーを扱うことができることとなっています。

(4) 特定個人情報の連携(第17条)

マイナンバーを含む個人情報(「特定個人情報」といいます。)は、非常に機密性が高く、複数の特定個人情報を集めることで特定の個人の所得等の生活状況を把握できてしまうことから、慎重に情報連携を行う必要があります。

そこで、特定個人情報の連携については、マイナンバー法案の第17条に記載されており、原則として情報連携ネットワークシステムを介して行うこととされ、情報照会者と情報提供者間で自由に情報を連携することはできないこととなっています。(第17条第7号)

また、①情報照会者と成り得る者、②情報提供者と成り得る者および③連携できる特定個人情報の範囲、④提供された特定個人情報を使用できる事務の範囲についてもマイナンバー法案の別表第2に限定列挙されています。



ただし、マイナンバー法案の第17条では、情報連携ネットワークシステムを使用せずに特定個人情報を連携できるケースも記載されています。企業年金に関連すると思われる条文の一部を以下に記載します。

《第17条第2号》

個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

<解説>

個人番号関係事務実施者とは、上記(3)の「マイナンバーを利用することができる者」に対して、上記(3)の「利用できる事務処理の範囲」に記載の事務を法令の規定により行うこととされている者のことです。例えば、国税庁(税務署)の賦課徴収に関連して、従業員の給与支払いを行った事業主が、法定調書として源泉徴収票・給与支払報告書の提出を行う場合の事業主等のことです。当条文により、企業年金連合会や他の企業年金からポータビリティに関する情報を連携する場合は、情報連携ネットワークシステムを介さずに行うことが可能となる見込みです。

《第17条第5号》

特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

<解説>

現状においても、企業年金連合会からの新規裁定情報、支給停止情報、住所情報の連携が可能となっておりますが、同条文により、情報連携ネットワークシステムを介さず、マイナンバーをキー項目として企業年金連合会からこれらの情報を入手することが可能となる見込みです。

(5) 罰則(第8章(第62条～第72条))

マイナンバー法案には罰則(※)が規定されており、特定個人情報の厳格な管理が求められています。

※例えば、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合には、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられます。(懲役と罰金の併科となることも有り得ます。)

マイナンバー法案の概要とマイナンバーの企業年金の実務への活用について

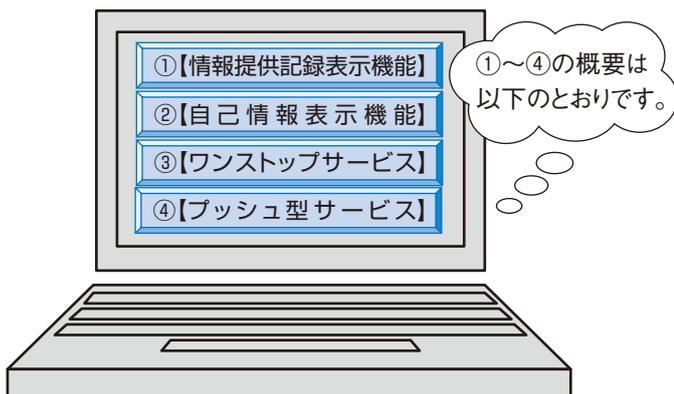
3. マイ・ポータル

現在検討されているマイナンバー制度の一つの目玉として、平成28年1月以降にインターネット上に設置される「マイ・ポータル」があります。マイ・ポータルを利用することにより、国民が行政へ手続きを行えるワンストップサービスだけでなく、行政から国民一人ひとりに合ったお知らせを表示することが可能となる予定です。

マイ・ポータルの概要は以下のとおりですが、国民全員がマイナンバー導入によるメリットを享受できることとなることから、具体的にどのような機能が実現されるかが期待されるところです。

一方で、マイ・ポータルの民間利用については殆ど白紙の状態です。後述の4.に記載しておりますが、企業年金分野においてもマイ・ポータルの利用価値は非常に高いものであると思われます。

<マイ・ポータルの概要>



①【情報提供記録表示機能】

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したかを確認する機能(アクセス記録の確認)

②【自己情報表示機能】

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

③【ワンストップサービス】

行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

④【プッシュ型サービス】

行政機関から一人ひとりに合ったお知らせを表示する機能

4. マイナンバーの企業年金の実務への活用

以上、マイナンバー制度の概要、マイ・ポータルについてみてまいりましたが、厚生年金基金および確定給付企業年金がマイナンバー制度を積極的に活用する方法を以下の3つのテーマについて探ってみましょう。

【テーマ①】未請求問題を解消したい!

《基金》

未請求原因の4分の1は住所不明。特に待期者の住所情報が正確に把握できれば大きなメリットとなる。

⇒ マイナンバーによる情報連携が有効

《受給者》

自分の年金のことがよく判らない。

⇒ マイ・ポータルの活用

特にプッシュ型サービスの活用

【テーマ②】正確な事務をしたい!

●過払い防止が重要

・正確な死亡情報を得ることができるか

・国の年金や併給調整の対象となる給付の情報を正確に入手することができるか

⇒ マイナンバーによる情報連携が有効

【テーマ③】事務を効率化したい!

●現況確認事務の簡素化・廃止、移換事務・裁定請求事務の簡素化

⇒ マイナンバーによる情報連携が有効

●支払通知や源泉徴収票等の電子化、業務概況の受給者・待期者宛周知(基金便りなど)

⇒ マイ・ポータルの活用

